

京都市告示第 6 2 9 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 7 年 3 月 2 6 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久世27号線	南区久世大藪町206番地の 8 地先から	旧	メートル 13.00	メートル 6.00 ~ 6.40
	同町207番地の 4 地先まで	新	18.20	5.66 ~12.00
久世139号線	南区久世大藪町197番地の 3 地先から	旧	145.50	5.20 ~12.00
	同町204番地の 1 地先まで	新	145.50	5.20 ~12.00
松尾嵐山経 7号線	西京区嵐山中尾下町 5 番地の 4 地先内	旧	40.10	2.95 ~ 4.95
		新	40.10	4.29 ~ 7.50

(建設局土木管理部道路明示課)